

## 海外経済要録

### 米州諸国

#### ◇米国連邦準備制度、銀行子会社等によるコマーシャル・ペーパー発行を規制

- 連邦準備制度理事会は10月29日、加盟銀行の子会社(subsidiaries)が当該銀行に資金を供給する目的で発行するコマーシャル・ペーパーを、現行レギュレーション Q および D の解釈上当該銀行の「規制対象預金」とみなす旨決定した(対象となる銀行は数行程度といわれる)。これにより、これらコマーシャル・ペーパーの発行に対しては金利規制が適用され、またこれに伴う子会社の債務は当該銀行の準備対象預金に加えられる。本措置は当初即日実施とされたが、11月26日に経過措置が発表され、これらコマーシャル・ペーパーのうち10月29日の残高をこえない部分については、本規制の適用が明年1月15日まで免除されることになった。なお、本措置に対する調整上、連銀借入れを必要とする銀行があればこれに応ずることもあわせて発表された。
- また、同理事会は同じく10月29日、現行レギュレーション Q を改正し、銀行持株会社(連邦準備制度の監督権限外にある1行持株会社たると、同制度に登録義務のある多行持株会社たるとを問わない)およびその傘下にある銀行以外の子会社が同様の目的をもって発行するコマーシャル・ペーパーに対しても、現行の預金金利規制を適用する旨提案した。これに対する市中のコメントのための猶予期間は12月1日まで。
- 以上の措置は、今次引締め過程における預金の大量流出に対処して、持株会社等の系列会社を通じてコマーシャル・ペーパーを発行する傾向が大銀行を中心に強まり(この種のコマーシャル・ペーパー残高は10月末現在約36億ドル)、これが預金金利を据え置くことによって銀行信用を抑制するという引締め戦略を阻害する懸念が出てきたため採られたものとみられている。

#### ◇ニクソン米大統領、新通商法案を提案

ニクソン米大統領は11月18日、議会に対し新通商法案を提案した。これは、自由貿易を引き続き政策の基本路線としつつも、米国の正統な利益を擁護する必要がある場合、新たな制限措置を講ずる権限を大統領に与えるという趣旨のもので、ニクソン政権の貿易政策をはじめて明らかにするものとして注目されているが、議会が法案

審議を開始するのは日程の都合上來春以降になるものとみられている。なお、米国では1962年に通商拡大法が制定されたが、67年6月末に失効し現在に至っている。

同法案のおもな内容は次のとおり。

##### (1) 関税引下げ権限の付与

関税交渉上の立場を強化するため、大統領に20%までの関税引下げ権限等(1973年6月末まで)を与えること。

1962年通商拡大法では大統領に50%までの関税引下げ権限が与えられていた。

##### (2) A S P 制度(注)の廃止

非関税壁の撤廃交渉を強力に推進するため、E E C諸国等から米国の保護主義の象徴として非難の高いA S P 制度を撤廃すること。

(注) American Selling Price 制度、一部ベンジン系化学製品等に対する関税を輸入価格についてではなく、米国内の販売価格を基準に課す制度。

##### (3) 輸入急増に伴う損害に対する救済措置の弾力化

輸入急増により特定産業が損害を受けた場合の輸入制限実施等エスケープ・クローズについては、1962年通商拡大法よりゆるやかな発動条件を設ける。また特定企業または労働者が損害を受けた場合の救済融資、職業転換等調整援助についても、前記通商拡大法より認定条件をゆるやかにし、援助必要性有無の決定は、関税委員会が行なっていたものを大統領が行なうよう改める。

1962年通商拡大法では条件が厳格だったため、救済勧告を行なう事例はほとんどなかった。

##### (4) 米国の輸出に対する差別への対抗措置

米国商品に対し差別を行なう国、輸出補助金制度により第三国市場で米国輸出に不当な悪影響を及ぼす国に対する対抗措置を採る権限を大統領に与える。1962年通商拡大法では対抗措置を講じうる場合を農産物輸出に対する不当差別に限っていた。

##### (5) 長期的貿易政策の検討

1970年代における米国の長期的貿易政策を検討し、政府に対し助言と勧告を与える委員会を新たに設置する。

### 欧洲諸国

#### ◇西ドイツ、最低準備率を引下げ

ブンデスバンクは11月6日、最低準備率につき次の措置を決定し、11月1日にさかのばって実施した。

##### (1) 非居住者債務に対する高率の準備率適用を廢止

し(注)、居住者債務に対する準備率と同率とする。

(2) そのうえで最低準備率を一律に10%引き下げる。

今次措置により約20億マルクの資金が解放されるものと見込まれている(新準備率は次表参照)。

本措置に関するブンデスバンクの発表文は次のとおり。

「9月30日の為替相場の一時的自由化後、とくに10月27日のマルク新平価の設定以降、從来投機的動機から国内に流入していた資金の相当額が海外に流出した。最低準備率の引下げにより、海外資金の急速な流出に基づく流動性の減少は一部補てんされることとなろう。マルク切上げに伴い、最低準備率の適用に際し、非居住者債務と居住者債務との間に区別を設ける理由はなくなった」。

(注) 非居住者債務については、これまで居住者よりも高率の準備率が適用され、とくに本年4月15日もしくは4月30日の残高をこえる部分については限界的に100%の準備率が課せられていた。

### 西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、うち上段は対居住者)  
(債務、下段は対非居住者債務、単位・%)

(注1) 金融機関 の規 模	当座性債務(注2)		定期性 債 務	貯 蓄 預 金(注2)	
	I	II		I	II
対象債務 1,000 百万マ ルク以上	10.45 (11.65) (15.2 )	8.05 ( 8.95) (11.7 )	7.25 ( 8.05) (10.55)		
同 上 100~1,000 百 万マルク未満	9.65 (10.75) (14.05)	7.25 ( 8.05) (10.55)	6.45 ( 7.15) ( 9.35)	5.35 ( 5.95) ( 7.8 )	4.45 ( 4.95) ( 6.5 )
同 上 10~100 百万 マルク未満	8.85 ( 9.85) (12.85)	6.45 ( 7.15) ( 9.35)	5.65 ( 6.25) ( 8.2 )		
同 上 10百万マルク 未満	8.05 ( 8.95) (11.7 )	5.65 ( 6.25) ( 8.2 )	4.85 ( 5.35) ( 7.0 )		

(注1) 「金融機関の規模」は対象となる債務の規模による。

(注2) I…中央銀行の支店・出張所在地の金融機関。

II…その他の地域の金融機関。

今回発行の連邦債発行条件は次のとおり。

期 間 10年

表 面 金 利 7 %

発 行 価 額 99 1/4

応募者利回り 7.24 %

(注) 本年1~9月中の外国企業のマルク債起債額は47.8億マルク、前年同期41.2億マルク。

### ◇西ドイツ、IMF資金を引出し

西ドイツは11月24日、マルク切上げ後の急激な短資流出に伴う外貨繰りのひっ迫に対処するため、総額540百万ドルのIMFスーパー・ゴールド・トランシェ引出しを要請した(26日引出し実施)。

西ドイツの金・外貨準備は、9月30日の為替相場の一時的自由化以降11月21日までの7週間に約33億ドル減少し、同日現在の残高は61億ドルとなったが、金(45億ドル)を除く外貨(主として米ドル)は16億ドルにすぎない。

### ◇西ドイツ、日本円を為替取引所に上場

西ドイツの外国為替取引所(フランクフルトなど5か所)は、12月1日から日本円の上場取引を開始した。

取引条件等は次のとおり。

(1) 取引所における取引は直物のみ。最低取引単位は5百万円。

(2) 取引所相場(仲値)は、日本円100円に対するマルク金額を表示。マルク金額は小数点以下4けためまで表示される(ただし4けためは0または5)。銀行の対顧客相場はこの仲値に各15ポイント加減して算出。

これまで西ドイツでは、円の取引はインター・パンクでしか行なわれていなかったが、資本取引等を中心に円の取引高が増加してきたため正式に取引所に上場されたこととなったものといわれている。

なお、これまで西ドイツの取引所に上場されていた外國通貨は14で、すべて欧米諸国の通貨であった。

### ◇オーストリア、最低準備率引上げ等マルク切上げ対策を実施

オーストリア国民銀行は10月31日、最低準備率を0.5~1.0%引き上げることを決定し、即日実施した(ただし、預金量25百万シリング未満の金融機関の定期および貯蓄預金に対する準備率は据置き、新準備率は次表参照)。

本措置は、同国にとって最大の貿易相手国(注)である西ドイツの平価切上げの結果、対西ドイツ輸出の増大および西ドイツからの輸入品価格の上昇などが予想され、

### ◇西ドイツ、7%利付連邦債を発行

西ドイツ連邦政府は11月18日、クーポン・レート7%の長期債(総額400百万マルク)を発行した。消化状況は順調と伝えられている。

西ドイツの長期債市場利回りは、今春来金融引締めの強化、外国企業等のマルク債発行の増大(注)などからじり高傾向を続けている。これを映して、さる6月発行の長期公債のクーポン・レートは0.5%引き上げられて6.5%となったが、今回5ヶ月ぶりの発行にあたってさらに0.5%引き上げられた。

これが国内景気の過熱、とくに物価の急騰を招く懸念が生じたため採られたものとみられている。

なお、オーストリア政府は11月5日、同様の趣旨から①消費財等65品目の関税引下げ、②日本、東欧諸国等に対する実施している輸入割当ての増枠、③明年度連邦予算の緊縮化、など一連の対策を決定した。

(注) オーストリアの輸出入 総額に占める西ドイツの割合(1968年実績)は、輸出23.4%、輸入41.4%とそれぞれ第1位。

#### オーストリアの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、単位・%)

	要求 払 預 金	定期および 貯蓄預金	
		期間1年 未 満	期間1年 以 上
預金量25百万シリング以上	( 9.5 8.5)	( 7.5 6.5)	( 6.5 5.5)
同 25百万シリング未満	( 5.5 5.0)	( 5.0 5.0)	( 5.0 5.0)

### アジア諸国

#### ◇マレーシア、銀行管理令を公布

マレーシア政府は、10月16日、緊急時における地場商業銀行の保護管理を目的とする「銀行管理令(Protection of Banking Companies Regulation 1969)」を公布した。おもな内容は次のとおり。

- (1) 政府は、公衆の利益保護の必要に応じ、商業銀行(外銀を除く)のうち経営弱体などを「管理銀行(Protected Bank)」に指定する。
- (2) 政府は、「管理銀行」に対し役員の任命・解任権を有し、またその株式の全部または一部を買収することができる。
- (3) 政府が上記措置を探る場合には、マレーシア中央銀行(Bank Negara Malaysia)との事前協議を必要とする。

なお本措置は、さる5月の人種暴動に際し地場銀行の内紛、経営難などが露呈した経験に徴し、今後地場銀行をいっそう強化するため採られたもので、銀行国有化を直接企図したものではないとみられている。

(注) マレーシアの民間銀行数 39行  
うち地場銀行 17〃  
準地場銀行 5〃  
外 銀 17〃

#### ◇フィリピン、外貨対策の強化を実施

フィリピン当局は、国際収支の悪化に伴う外貨危機が

一段と深刻化(本年9月末の外貨準備高129百万米ドル、年初来32百万米ドル減、輸入の1.2ヵ月分)しているため、このほど次のような一連の外貨対策強化措置を打ち出した。

- (1) 商業銀行の輸入信用状開設規制枠を従来の70%(1968年10月1日から69年3月末までの月平均開設高を基準とする)から55%に引き下げ、11月14日から実施する。
- (2) 海外旅行のための外貨持出し額を11月24日から次のとおり削減する。  
イ、米国、西欧向けは500米ドル以下(従来は1,500米ドル以下)。  
ロ、東南アジア向けは200米ドル以下(従来は210米ドル以下)。
- (3) 商業銀行保有外貨の一部を中央銀行に集中する(11月24日実施)。

#### ◇韓国、為替レートの引下げと物価安定総合対策を実施

韓国当局は、11月3日、ウォン貨の集中基準為替レート(注)を1米ドルにつき291.40ウォンから304.35ウォンに引き下げる(下幅は4.3%、年初来7.5%)とともに、①金融機関の新規貸出ならびに不要不急建築の抑制、②インパクト・ローン導入の規制強化、農業関係融資の回収促進、③価格上昇傾向の目だつ物資97品目の緊急輸入(年内に20百万ドル)等、一連の物価安定総合対策を発表した。

今次措置実施の背景としては次の事情があげられる。まず為替レートの引下げは、1963年以来韓国経済が年平均10%(実質)以上の高度成長を持続したことから、輸入が急増して貿易収支の赤字が拡大を続けている(65年2.9億ドル、68年10.1億ドル)一方、インフレーションの高進から輸出企業の採算が著しく悪化し、本年の輸出目標7億ドルの達成があやぶまれるに至ったことなどによる。また物価安定総合対策は、設備投資の行き過ぎを是正し通貨供給量の膨張を防止するとともに、国内物価にはね返るおそれのある輸入品の供給を増大することによって、物価上昇と為替レート再引下げの悪循環を回避することをねらいとしたものである。

(注) 韓国ではウォン貨のIMF平価を設定せず、1965年3月以降外國為替証券制度を導入した特殊な為替相場制度を採用している。すなわち、この制度によると輸出等によって外貨を獲得したとき、外國為替銀行から交付される外國為替証券を45日以内に銀行の窓口等を通じて自由に売却できるたまえとなっており、韓国銀行では毎日の集中基準為替レートを、このようにして形成された前日の実勢レートの上下2%の範囲内で決定し、さらにこの基準レートの上下0.75%の枠内で対為銀買賣レートを定めることになっている。